

○ 財務省告示第二百八十二号
平成十五年八月二十五日より告示行し。政府短規則へ平成十一年大蔵省告示第一項の規定に基づき、平成行する。
件等を次五年とおりに告示する。
令第六号～第五条第十一項の規則へ平成十一年大蔵省告示第一項の規定に基づき、平成行する。

二 一
条 二 令
件 二
政 二
府 二
資 二
金 二
調 二
達 二
事 二
務 二
取 二
扱 二
規 二
則 二
二 号

の法発号名
條律行稱
項及の
び根
そ拠
記

四 三
發行方法の適
用振替法の適

場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
特あ争入。格替適下へ債条三四項律計号資四政
別つ入札に以を機用「平、第十項、第に」金号法
参て札發によ下競関を振成十三年法
加、と行「争は受替式第九十条す九へ第昭
者財同「発価に日け法」等の振替に
ご務時「發格付本銀も」とい
と大にい「競し銀も」とい
に臣行う「以争て行のう。」
応がわ「下入行とと。」
募各れ及「札わすし。」
限國るび価「れ。」
度債入価格とる。そ規
額市札格競い入の定

國庫短期國務大臣臨時代理新藤義孝
財務大臣証券（第三百八十六回）

八	七	六	五
ロイ		ロイ	ロイ
最	払	発	方募
低行争非者特国入価込	行争非者特国入価	行争非者特国	入価法入
額入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債	札格決
面札格第参市発競金	札格第参市発競	札格第参市	発競定
金発競I加場行争額	発競I加場行争額	発競I加場	行争の
千二四三	額億額	込募各当も各	価一を
万千兆	面二面	み限国ての申	格国定
円七万二	金千金	の度債るか込	競債め
	額万額	応額市。らみ	争市る
	で円で	募の場その	入場も
	二三	額範特のう	札特の
	三千兆	を囲別応ち	發別に
	七二千	割内參募応	行參よ
	百十五	りに加額募	一加る
	二百五	当お者を価	と者發
	八八百	ていご順格	い・行
	。各の割高	るてと次の	う第へ
	申応りい	。各の割高	。I以
			非下

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 一	十 九	九									
払 込 期 日	者 所 参 加	入 札 支 払	場 金 金 額	元 還 金 額	償 入 期 限	争 ・ 札 競 発	非 別 札 格 競	者 債 第 I	特 債 參 加	国 債 市 場	入 札 發 競	価 格 競 價	発 行 競 格	發 行 競 格	替 單 位	振 替 單 位	
平 成 二 十 五 年 八 月 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円	額 面 金 額 を 支 き は う 、 つ 。 き き 百 円	償 還 金 償 金 と 、 六 年 、 期 月 の 銀 翌 當 業 日 に	當 た 成 し と 、 六 年 、 二 月 十 日 行 日 休 業 日 に	平 成 二 十 五 年 八 月 九 日	十 五 錢 六 厘 百 圓 上 つ そ 九 十 ぞ 九 の 九	額 面 金 額 五 百 厘 百 圓 上 の そ れ 九 十 ぞ 九 の 九	額 面 錢 額 五 百 厘 百 圓 上 の そ れ 九 十 ぞ 九 の 九	募 五 錢 五 百 厘 百 圓 上 の そ れ 九 十 ぞ 九 の 九	十 五 錢 五 百 厘 百 圓 上 の そ れ 九 十 ぞ 九 の 九	額 面 錢 額 五 百 厘 百 圓 上 の そ れ 九 十 ぞ 九 の 九	十 五 錢 五 百 厘 百 圓 上 の そ れ 九 十 ぞ 九 の 九	額 面 錢 額 五 百 厘 百 圓 上 の そ れ 九 十 ぞ 九 の 九	十 五 錢 五 百 厘 百 圓 上 の そ れ 九 十 ぞ 九 の 九	十 五 錢 五 百 厘 百 圓 上 の そ れ 九 十 ぞ 九 の 九	十 五 錢 五 百 厘 百 圓 上 の そ れ 九 十 ぞ 九 の 九